

障害福祉サービス利用の手続き

福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、「心身の状況」、「社会活動や介護者、居住等の状況」、「サービス利用意向」などを把握して支給を決定しています。

相談

受きたいサービスやどのようなサービスがあるかなどについて相談します。
相談窓口は、市の障害福祉課や相談支援事業者です。



申請

希望するサービスが決まったら、市の障害者福祉課または各市民局（峰山を除く）窓口で申請手続きをします。

- 申請手続きでは、以下の書類の提出が必要です。

介護給付費等支給申請書（添付書類：同意書、収入申告書、障害年金等のわかる書類の写し等）

計画相談支援依頼届出書（届け出た事業所に計画の作成を依頼してください。）

計画相談支援給付費支給申請書

- 申請の際には、本人確認のため下記の資料のいずれかをお持ちください。

- ・マイナンバーカード（個人番号カード） ・旅券（パスポート）
- ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・健康保険証 ・障害者手帳 など



障害支援区分認定

認定調査

市の認定調査員が自宅等に訪問し、全国共通の質問票により、申請者の心身の状況に関する80の調査項目と概況の調査を行います。



一次判定

認定調査の結果に基づき、コンピュータ判定が行われます。



医師意見書

かかりつけ医に申請者の心身の状態、特別な医療などについて意見を求めます。※市から依頼します。



二次判定

一次判定結果、概況調査、医師意見書などを踏まえ、市の審査会で二次判定を行います。

認定・結果通知

二次判定の結果に基づき、非該当、区分1から区分6の認定が行われます。



訓練等給付のみ利用の場合は省略可能

サービス利用意向の聴取、サービス等利用計画案の提出

市へサービス等利用計画案を提出します。

※サービス等利用計画案は指定特定相談支援事業所が作成しますが、申請者自身による作成も可能です。

支給決定

市は、障害支援区分や本人・家族の状況、利用意向、サービス等利用計画案などを踏まえて、サービスの支給量などを決定し、申請者に通知します。

サービス等利用計画の作成

決定した内容に基づき、指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成します。

※申請者自身による作成(セルフプラン)も可能です。



サービスの利用開始

申請者は、サービス提供事業所と契約を結び、サービスの利用を開始します。サービスの量や内容等については、利用開始後も一定期間ごとに確認（相談支援事業所によるモニタリングなど）を行い、必要に応じて見直しを行います。



☆障害福祉サービスにはどのようなサービスがありますか

日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」があります。

- サービスの詳細については、裏面をご覧ください。



☆計画相談支援とサービス等利用計画とは

計画相談支援は、障害福祉サービス等を申請した障害者について、生活上の課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画の作成および支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）などを行い、自立した生活を支援するものです。

サービス等利用計画は、サービス利用者を支援するための中心的な総合計画です。計画には、本人の解決すべき課題、その支援方針、利用するサービスなどが記載されます。

- 計画相談支援を提供する相談支援事業所については裏面をご覧ください。

☆障害支援区分とは

障害支援区分は、障害者に対する介護の必要度を表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が介護の必要度が高い）です。区分に応じて、利用できるサービスやサービス量などに違いがあります。

